

議案第 2 号

我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 8 月 3 0 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

市長の附属機関として我孫子市柴崎地区産業用地整備事業者選考委員会を設置するとともに、条文を整備するため提案するものです。

我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例

我孫子市附属機関設置条例（令和元年条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の任期	執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の任期
市長	試験委員会の 目から 我孫子 市自殺 対策協 議会の 目まで 略	略	略	略	市長	試験委員会の 目から 我孫子 市自殺 対策協 議会の 目まで 略	略	略	略
	我孫子 市福祉 有償運 送運営 協議会	道路運送 法（昭和 26年法律 第183号） 第79条の 4第1項 第5号に 規定する 協議その 他福祉有	略	略	我孫子 市福祉 有償運 送運営 協議会	道路運送 法（昭和 26年法律 第183号） 第79条の 4第1項 第5号に 規定する 合意その 他福祉有	略	略	略

		償運送に 関する事 項につい て協議す ること。		
我孫子 市予防 接種健 康被害 調査委 員会 の 目 から 我孫子 市「人・ 農地プ ラン」 検 討会 の 目 まで 略	略	略	略	
我孫子 市農産 物直売 所 テナシ ョ ップ 跡地 活用 者選 考委 員会	農産物直 売所アン テナシ ョ ップ 跡地の 活用 に 当 たり、 活 業 者 の 選 考、 事 業 報 告 そ の 他 必 要	6人 以 内	調 査 審 議 が 終 了 す る 日 ま で	

		償運送に 関する事 項につい て協議す ること。		
我孫子 市予防 接種健 康被害 調査委 員会 の 目 から 我孫子 市「人・ 農地プ ラン」 検 討会 の 目 まで 略	略	略	略	
我孫子 市農産 物直売 所 テナシ ョ ップ 跡地 活用 者選 考委 員会	農産物直 売所アン テナシ ョ ップ 跡地の 活用 に 当 たり、 活 業 者 の 選 考、 事 業 報 告 そ の 他 必 要	6人 以 内	調 査 審 議 が 終 了 す る 日 ま で	

		な事項について調査審議すること。							
	我孫子柴崎地区産業用地整備事業者選考委員会	柴崎地区産業用地整備事業者の選考、事業報告その他必要な事項について調査審議すること。	6人以内	調査審議が終了する日まで					
	我孫子地域公共交通協議会	略	略	略		我孫子地域公共交通協議会	略	略	略
教育委員会	略	略	略	略		教育委員会	略	略	略
備考 略					備考 略				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部改正)

2 我孫子市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例  
 (昭和31年条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
(1)の表 略		(1)の表 略	
(2) 附属機関の委員等		(2) 附属機関の委員等	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
生涯学習審議会 委員の項から我 孫子市放課後対 策事業運営管理 業務委託事業者 選定委員会委員 の項まで 略	略	生涯学習審議会 委員の項から我 孫子市放課後対 策事業運営管理 業務委託事業者 選定委員会委員 の項まで 略	略
柴崎地区産業用 地整備事業者選 考委員会委員	日額 7,000円		
(3)の表及び(4)の表 略		(3)の表及び(4)の表 略	